

申立書

年 月 日

狛 江 市 長 あて

所有者 住所
氏名

印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

家屋番号

2 家屋の住居表示

3 入居予定年月日 年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等

5 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

(提出書類)

次の各号に掲げる書類又はその写しを申立書と一緒に提出してください。

1 現在居住している家屋（以下「現住家屋」という。）を売却する場合

当該現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

2 現住家屋を賃貸する場合

当該現住家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在住民票の写し

3 現在家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合

証明申請書と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

4 その他、現住家屋に証明申請者の親族がすむ場合等

当該親族の申立書等、現在家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在家屋の住民票の写し

5 現在家屋の処分方法等が未定である場合

(1) 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることの出来ない場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

(2) 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等やむを得ない事情により登記までに入居できない場合

前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類